

別表三の二付表 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13《連結特定同族会社の特別税率》の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「個別留保所得金額 1」	別表四の二付表「46の②」の金額を記載します。 なお、令第9条の2第1項第3号《連結利益積立金額》に掲げる金額が生じた場合には、この金額を上段に内書として記載します。	この場合には、「13」の欄の記載に当たっては、この内書として記載した金額を「1」の金額から減算して計算します。
「連結法人間配当等の 当期支払額2」	その支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じ。）にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当該連結事業年度に支払う配当等の額（令第155条の23第1項《連結留保金額から控除する金額等》に規定する配当等の額をいいます。以下同じ。）を記載します。	
「連結法人間配当等の 当期受取額3」	その支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当該連結事業年度に受け取る配当等の額を記載します。	
「当期末配当等の額 （連結法人間配当等の 額を除く。）5」	法第81条の13第3項の規定の適用を受ける剰余金の配当又は利益の配当により減少する連結個別利益積立金額を記載します。	
「連結留保税額の個別 帰属額がないものとし た場合に法人税の減少 額として収入すべき金 額6」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」＋「個別リース特別控除取戻税額5」	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	＋「同上に対する税額 7」＋「連結法人税個別帰属額計10」の外書－「個別控除税額11」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がマイナス（△）になる場合のその金額を記載します。	
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額 7」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額 4」＋「個別リース特別控除取戻税額 5」＋「同上に対する税額 7」＋「連結法人税個別帰属額計10」の外書－「個別控除税額11」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がプラスになる場合のその金額を記載します。	
「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額 9」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額 1」の金額がプラスである場合の「算出連結法人税個別帰属額 2」の金額を記載します。	
「個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額 10」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額 1」の金額がマイナス（△）である場合の「算出連結法人税個別帰属額 2」の金額を記載します。	
「(8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(四)付表一「16」－別表六の二(七)「15」－別表六の二(八)「22」－(別表六の二(九)「8」＋「14」)－別表六の二(十)「16」－別表六(十一)「23」－別表六の二(十二)「22」11」	平成20年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度については、この欄を「(8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－平成20年改正前の別表六の二(二)付表「14」－平成20年改正前の別表六の二(四)付表一(旧別表六の二(四)付表一)「21」－別表六の二(七)「15」－別表六の二(八)「22」－平成20年改正前の別表六の二(七)(旧別表六の二(七))「22」－別表六の二(十)「16」－別表六の二(十一)「23」－別表六の二(十二)「22」11」と読み替えて計算した金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「適格合併等により増加した連結個別利益積立金額17」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結個別利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結個別利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結個別利益積立金額18」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結個別利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結個別利益積立金額を記載します。	
「個別帰属利益積立金差額20」	この金額がマイナスとなる場合には、0 と記載します。 なお、「期末連結個別利益積立金額19」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の25%相当額15」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「15」の金額が25,000,000円、「19」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「20」に記載します。
「基準個別留保金額39」	「(13) - ((23)、(38) 又は 0)」は、次の場合に応じそれぞれ次により記載します。 (1) 別表三の二の「15」、「16」又は「28」に記載した金額のうち、「15」の金額が最も多い場合 (13) - ((23)、 (38) 又は 0) (2) 別表三の二の「15」、「16」又は「28」に記載した金額のうち、「16」の金額が最も多い場合 (13) - ((23) 、 (38) 又は 0) (3) 別表三の二の「15」、「16」又は「28」に記載した金額のうち、「28」の金額が最も多い場合 (13) - ((23) 、 (38) 又は 0)	
「連結個別留保税額の計算」の「40」及び「41」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、連結親法人事業年度の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	

3 根拠条文

法81の18①一、令155の43